第４編 風水害対策編

第１章 水害

第１節 災害予防

１ 方針

水害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、あらかじめ台風等により危険が予想される区域の治水対策上必要な施設の整備やその他の事業を推進し、災害の未然防止及び軽減を図るものとする。

２ 局地的集中豪雨の増加

気象庁のアメダス観測データ 「一時間降水量 80 ミリ以上の雨」10 年間の一年あたり平均発生回数		
期間	回数	基準値との比
1976 年から 1985 年	約 14 回	基準値
2011 年から 2020 年	約 26 回	約 1.9 倍
2012 年から 2021 年	約 24 回	約 1.7 倍

全国各地で多くの局地的集中豪雨災害が発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

３ 警戒避難体制の整備

(1) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(2) 市は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を市民及び要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(3) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

４ 市民への気象情報収集手段の周知

市は、市民が気象情報等を収集する手段として、市のメール配信サービスやウェブサイト、県の「すだちくんメール」や民間気象会社のサービスなどを広く活用できるよう周知広報する。

これにより、市民が、大雨・洪水警報発表時だけでなく、大雨・洪水注意報発表段階で雨域、時間雨量、河川の水位、ダム放流量等の気象情報を収集できるようになることを目的とする。

※局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しいため。

５ 防災知識の普及

(1) 市及び県は、国と連携しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得

るとともに、市民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図る。

(2) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(3) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

(5) 市、県、四国地方整備局及び徳島地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(6) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難行動に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

６ 消防等の措置

警戒市消防本部や消防団においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

(1) 各地域の雨量の動きや降水量の把握

(2) 局地的集中豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒

(3) がけ地などの危険箇所等の警戒

(4) ダム放流が通知された場合における急激な水位上昇により、事故発生が予想される地域の警戒

７ 治水対策

(1) 河川水路については、円滑な排水を行うべく護岸等の改修整備、堀さく等の各種改良工事を施工し、流域の水害防除に努めるものとする。

(2) 浸水対策には、新設改良及び都市浸水対策事業により系統的に整備拡充し、排水能力を高めるため、効果的な排水機場を設置する等事業の推進を図るものとする。

８ 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

(1) 雨天時の工事中止等の検討

(2) 気象情報等の取得体制の強化とその活用

(3) 避難行動の事前確認の徹底
(4) 作業現場及び周辺の点検

９ 施設管理者等の安全対策

市や県などの関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

(1) 気象情報の迅速な収集と活用
(2) 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
(3) 早期の道路の通行規制

１０ 水害危険区域の調査

(1) 災害が予想される区域又は箇所を事前に把握、指定しておき、災害の発生を未然に防止するとともに、地域の実情に沿った警戒体制、避難体制を確立する等の事前指導及び災害時における迅速、適切な災害防止活動の実施を図るものとする。
(2) 実態調査後、必要により担当者が協議を行い、措置方法等の必要な事項の再検討、調整又は事前指導等を行い、その後の対策について万全を期するものとする。
(3) 調査は、豪雨、台風等に伴う災害による災害危険区域、箇所等地域の実態を把握するものとする。特に国・県管理河川については、国・県との連携を図り、実態把握と情報共有に努めるものとする。なお、調査・検討した結果を、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項（避難基準・避難場所等）を示し、事前に周知するよう努める。

１１ 水害に強いまちづくり

県及び市は、治水、防災、まちづくり及び建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

(1) 県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
(2) 県及び市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
(3) 県及び市は、河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
(4) 県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとと

もに、関係市町村の長に通知するものとする。また、県はその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

(5) 市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。

(7) 県及び市は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川について、土砂流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

(8) 県及び市は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施するものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化等を推進するものとする。

1. ハード対策：山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）及び地すべり防止区域等における治山施設の整備等。
2. ソフト対策：山地災害危険地区に係る監視体制の強化及び情報提供等。

(9) 水災については、国及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「徳島県東部流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者など集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第２節 災害応急対策

１ 警報等の市民への伝達

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や「避難指示」などの避難情報の発令については、防災行政無線やウェブサイト、メール配信サービスや携帯電話の緊急速報メールなどにより、市民に対し迅速・適切に周知を図る。

第２章 風害

第１節 災害予防

１ 方針

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

２ 保安林整備対策

里浦町、鳴門町等の海岸防潮林や防風ネットは、風害、潮害及び飛砂の防止上重要である。適切な管理及び整備を行い、風害等の予防及び被害軽減を図るものとする。

３ 通信設備の防災対策

電気通信設備については定期的に巡回点検を行い、特に老朽設備については計画的に更新を行うことにより設備の信頼性の向上と安定化を図るものとする。

４ 市街地の災害対策

建築物の看板等で強風により被害が発生するおそれのあるものは、補強等の対策を地区ぐるみで実施し、被害の防止を図るものとする。また、県と連携と密にし、適切な対応に努める。

第３章 雪害

第１節 災害予防・災害応急対策

１ 方針

豪雪による被害を防止し、又は軽減するため、関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

２ 防災機関のとるべき措置

(1) 県

県は、徳島県雪害防止対策要綱に基づき、主要道路の除雪体制を確立し、交通規制及び指導を行うとともに、大雪による倒木を防ぐため、事前伐採を推進する。また、農林施設、作物の雪害対策を図り及び雪害予防知識の普及に努める。

(2) 市

市は、特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪、除雪機械の整備並びに要員の配備、出動等市町村が実施すべき事項を市町村地域防災計画に定め、これにより雪害対策を実施するものとする。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。

1. 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合、各バス会社は、事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。

2. 四国旅客鉄道株式会社

旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、各駅長が四国旅客鉄道株式会社運輸関係指令手続の定めるところにより、必要に応じ給食、医療等の手配をするが、非常時においては、市町村、住民等の協力をもとめて応急体制をとり輸送の確保に努める。

3. 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

雪害時における配電線路等電力設備に重大な障害を生ずることが予想される場合又は重大な障害が発生した場合は、防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し、電力の確保に努める。

３ 交通対策

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の対流状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、対流車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第４章 高潮・浸水等

第１節 災害予防

１ 方針

高潮等に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、施設整備等を推進することにより被害の防止を図るものとする。また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

２ 海岸・河川・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

(1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平常時の管理方法

(4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

３ 河川管理施設の整備

洪水、高潮等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、国、県及び市においては、事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

４ 港湾管理施設の整備

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時にには、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施、災害時に備えるものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、過去に被災した箇所などの港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

５ 漁港管理施設

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、市及び県においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

６ 高潮・浸水時の被害予防対策

(1) 市、県及び防災機関は、高潮の危険や避難方法等を市民等に対して広く啓発するものとする。

(2) 市は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、高潮浸水想定区域図を活用するなどして、避難指示等に具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、市民等に対し周知を図るよう努める。

また、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や高潮浸水標識の設置により、

緊急時の注意を呼びかけ、市民等に対して、高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。

７ 警戒避難体制の整備

(1) 市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内での要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。

(2) 市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、印刷物において、海岸近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(3) 市は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

第５章 土砂災害等

■共通対策編「土砂災害等予防対策」を参照。

第６章 建築物災害予防対策

第１節 災害予防

１ 方針

建築基準法に基づき、次の計画を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

２ 災害危険区域指定計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物にかかる制限を行い、被害の未然防止を図るものとする。

３ 指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について、適切な行政指導を行い、安全確保について万全を図るものとする。

第７章 危険物等の災害予防対策

■南海トラフ地震対策編「危険物等の災害予防対策」を参照。